平成２１年（フ）第９８３７号
大阪府高槻市清福寺町45番１号
債務者　亀井　良枝
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８３８号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番１―308号
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８４６号
大阪府門真市舟田町24番30号
債務者　中田　與子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８５１号
大阪府守口市南寺方南通１丁目８番７号
債務者　西谷　幸人
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８６９号
大阪府八尾市志紀町１丁目151番地の１
ジョイフル大石202号
債務者　窪田　光彦
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８７０号
大阪府八尾市志紀町１丁目151番地の１
ジョイフル大石202号
債務者　窪田　晶子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９１５号
大阪府茨木市花園２丁目21番16号
債務者　柳田　隆継
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９３７号
大阪市港区波除２丁目９番25号　４Ａ号
債務者　中村　睦夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９４４号
大阪市淀川区加島１丁目51番１―407号
債務者　好宮　健一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００４６号
大阪市西成区玉出西２丁目５番９号　シャルム富士303号
債務者　越前谷　晃
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００５５号
大阪府東大阪市吉田１丁目12番24号
債務者　椎葉のり子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００６９号
大阪府池田市空港１丁目２番12号　宮の前苑２－１号室
債務者　岡田　康史
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００８２号
大阪府茨木市水尾３丁目１番47号
債務者　今井美千代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００８５号
大阪市住吉区長居東４丁目16番21号　扇マンション501号
債務者　青木　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００８６号
大阪市東住吉区東田辺３丁目２番14号
債務者　西岡　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００８８号
大阪府摂津市三島３丁目11番53号
債務者　石川　智子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００９１号
大阪市都島区都島本通５丁目10番９号　ハイツ浜２号館
債務者　吉永　　薫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００９５号
大阪市大正区三軒家西１丁目４番６号　サウスコートプラザ303号
債務者　岡田　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部